

別添

令和3年4月 日

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会  
会長 内田 敏夫 様

所在地  
名称  
代表者名

印

令和3年度高齢者活躍人材確保育成事業に係る技能講習のチラシ及びポスター作成業務の条件を満たす旨の意思表示について

当事業所は、貴連合会が公募する令和3年度高齢者活躍人材確保育成事業に係る技能講習のチラシ及びポスター作成について応募したいのでその旨を表示します。なお、当事業所は、下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当事業者は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 予算決算及び会計令第71条に規定に該当しません。
- 3 厚生労働省及び地方支分部局から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 経営状態が著しく不健全ではありません。
- 5 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っておりません。

担当者 氏名 電話 FAX
------------------------

(参考) 予算決定及び会計令

第2節 一般競争入札

第1款 一般競争参加者の資格 (第70条～第73条)

第2款 公告及び競争 (第74条～第82条)

第3款 落札者の決定等 (第83条～第93条)

(一般競争入札に参加させることができない者)

第70条

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続きの開始を受けて復権を得ない者及び暴力員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項に掲げる者を参加させることができない。

(一般競争入札に参加させないことができる者)

第71条

契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後に2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- 2 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- 4 監督又は検査の実施にあたり職員の職務執行を妨げた者。
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- 6 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当り代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

- 2 契約担当者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。